

第 98 回 微生物・ウイルス専門調査会における審議について

I. 審議の経緯

令和 6 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する審議結果を受けて、第 96 回微生物・ウイルス専門調査会にて、2009 年に公表した微生物・ウイルス評価書「鶏肉中のカンピロバクタージェジュニ/コリ」(2009 年評価)をどのような観点から更新できるのかについての審議を開始した。2009 年評価及びその後の状況について総括を行うとともに、第 97 回調査会では、考え得る食品健康影響評価の方向性として提案のあった「Performance Objective (PO) (達成目標値)の設定に資する評価」及び「効果的なリスク管理措置の導入及び実施に関する評価」を検討するため、関連する諸外国の評価 (FAO/WHO (JEMRA) の MRA46、EFSA の 2011 年及び 2020 の評価)の概要を確認し、評価の更新に係る検討事項を中心に審議を行った。

II. これまでの調査会における主な御意見 (抜粋)

- ・行政、業界と連携しながら、実行可能性のある評価の実施が必要。
- ・研究で実施されている患者数の推計の推移の把握が必要。
- ・農場や食鳥処理場の現状を把握するために、現場の声として専門家・事業者等の話を伺ったらよいのではないか。
- ・PO の設定は、現場の声やフードチェーンの状況を考慮して検討すべき。
- ・新しい対策による効果に係る知見の収集が必要ではないか。
- ・GBS について、もっと認識を深めるべきではないか。

III. 評価の更新に係る審議の参考として知見を御提供いただく予定の項目

1. カンピロバクター食中毒の被害実態及び食品寄与について (熊谷専門委員)
2. GBS について (砂川専門委員)
3. 生産段階 (農場) の現場の状況について (次回以降の専門調査会で予定)
4. 食鳥処理段階の現場の状況について (次回以降の専門調査会で予定)

IV. 今後の微生物・ウイルス専門調査会での審議の進め方について

最新の情報及び上記Ⅲに示した専門家・有識者からの知見の提供及び現場の意見等を踏まえ、これまでの調査会で議論のあった Performance Objective (PO) (達成目標値)の設定に資する評価及び効果的なリスク管理措置の導入及び実施に関する評価の実行性を検討し、考え得る食品健康影響評価の方向性を引き続き審議予定。

【参考】前回（第 97 回）調査会での御意見（詳細版）

- ・管理機関、評価機関、自治体及び産業界との連携の必要性について
- ・食中毒の発生数が依然として多いことから、何等かの対策を講じる必要はあると考えるが、生産者、事業者にとっての実行可能性も考慮すべきではないか。調整が必要なのではないか。
- ・生産農家のインセンティブ（バイオセキュリティーの指標としてのカンピロバクター）を高めるための方策の検討が必要なのではないか。
- ・農場間、食鳥処理場間のカンピロバクター汚染状況の差異の要因を調査すべきではないか。
- ・カンピロバクター感染症患者数の把握方法の課題について
- ・農場、産業界がカンピロバクター対策に注力するためのモチベーション向上のためにも、感染経路がわかるようになるといい。
- ・カンピロバクター食中毒患者数がかなり多い現状で、普通の疾病という認識が生産者側にも消費者側にも一部あるのではないか。重症例となるギラン・バレー症候群のように、カンピロバクターは、命や人生に関わる非常に重篤な病気を起こすことがある病原体なんだという前提に立って、動機づけや取組の姿勢を考え直すことも必要なのではないか。
- ・わかっていないことのデータギャップを埋めていくことが必要。
- ・厚労省の通知に基づき、外部検証が開始されたが、食鳥処理場でのカンピロバクターの検査は煩雑である。農場間、食鳥処理場間で汚染の差異が大きい。なお、首皮や胸皮の 1 g 当たりのカンピロバクター菌数として、高濃度汚染（1,000 cfu/g 以上）している食鳥とたいは少なく、1~2%ぐらいしかないのではないか。
- ・生産段階、食鳥処理場での衛生管理はかなり進みつつあるが、その先の食肉処理業でも交差汚染が起きている場合、生産段階や食鳥処理段階で P0 を設定したとしても、もう少しフードチェーンの下流も考慮すべきではないか。